

令和3年5月7日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和3年5月7日(金)  
午後 2 時 0 0 分  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 一般廃棄物処理施設整備基本構想案のパブリックコメントに係る資料確認について
    - ① 一般廃棄物処理施設整備基本構想案の整理・修正について
    - ② 一般廃棄物処理施設整備基本構想案概要版について
    - ③ 一般廃棄物処理施設整備基本構想案リーフレットについて
  - (2) 一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に係る今後の事務スケジュールについて
- 3 閉 会

~~~~~

出席者 (7名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	石橋	佳枝	委員	三鴨	秀文
委員	森岡	俊夫	委員	景山	浩
委員	上原	二郎			

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局ごみ処理施設整備課長	安野 武男	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	遠藤 史章
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教		

~~~~~

## 事務局の職員

書記長

針田 智子 書記

堀尾 周作

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分 開会)

○中田委員長 それでは、これよりごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、協議事件が2件ございますので、これらにつきまして当局から説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、伯耆町議会選出の幸本議員の任期満了に伴い、委員が1名欠員になっておりますので、御報告させていただきます。

~~~~~

### 2 協 議 事 件

○中田委員長 それでは早速ですが、日程2の協議事件に入ります。資料の確認をお願いいたします。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい、委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしまして、まず資料1-1、一般廃棄物処理施設整備基本構想案の整理・修正、両面の一枚ものでございます。続きまして、資料1-2、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想案、約150ページに及びます本編でございます。続きまして、資料2といたしまして、一般廃棄物処理施設整備基本構想案概要版、基本構想案の本編の要点をまとめましたカラー版、約8ページの冊子でございます。続きまして、資料3といたしまして、基本構想案リーフレット。将来のごみ処理を考えよう、というタイトルの、カラー版一枚のものでございます。最後に、資料4といたしまして、一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に係る今後の事務スケジュールについて、A4の一枚ものでございます。以上でございます。

○中田委員長 資料の確認は終わりました。お手持ちの資料よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○中田委員長 それでは、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、1番の一般廃棄物処理施設整備基本構想案のパブリックコメントに係る資料確認についてを議題といたします。当局からの説明を受けます。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい、委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

**○安野ごみ処理施設整備課長** それでは、説明させていただきます。一般廃棄物処理施設整備基本構想案、これにつきましては、概成をいたしました昨年の9月、本特別委員会において説明、御報告をさせていただきましたが、概成いたしました基本構想案を基にいたしまして、その後、広域処理への参画について各市町村議会等で御議論いただきまして、その結果、昨年の11月、全市町村参画の判断をいただいた旨を、こちらの特別委員会に御報告させていただきました。その後、全市町村が広域市町村で広域処理に参画することが決定したことや、国のプラスチック資源循環戦略、また気候変動対策といたしまして、菅総理が示されました脱炭素社会の実現などを踏まえまして、基本構想案を整理・修正を行っております。本日は、この整備・修正を行いました基本構想案について、来る5月17日からパブリックコメントの実施を予定しており、このパブリックコメントに付します資料の御確認、御協議、及び今後の事務スケジュールについて御報告いたすものでございます。なお、パブリックコメントの実施期間等の詳細につきましては、後ほど今後の事務スケジュールでも御説明いたしますが、実施期間といたしまして、5月17日から6月15日までの30日間を予定しております。また閲覧場所につきましては、各市町村と担当課と調整を図りまして、各市町村の庁舎や各公民館等、計53か所を予定しております。本来でございましたら、閲覧場所の詳細を本委員会で御報告しなければならないところですが、資料が整いませんでしたので、改めてパブリックコメント開始前までに、組合議会の議員の全員の皆様へ御送付させていただきたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。それでは、協議事件の(1)、①一般廃棄物処理施設整備基本構想案の整理・修正について、御説明させていただきます。資料は1-1を御覧ください。昨年、令和元年度末の基本構想案の概成以降の主な修正事項をそちらのほうに4点ほど掲げております。まず1点目、昨年11月に全市町村が広域処理に参加することが決定しましたことから、ごみ処理広域化実施方針、こちらを基本構想のほうに追加をいたしております。2点目、国のプラスチック資源循環戦略、これに基づきますプラスチック類の資源化の取組につきまして、今後構成市町村と検討していくことを明記しております。3点目、広域処理参画市町村の決定に基づきます可燃ごみ処理施設の1施設集約、これに向けました記載内容を整理いたしております。最後4点目でございますが、基本構想概成後に、組合の議会等での意見ですとか国の動向を踏まえまして、気候変動対策に係る本基本構想の考え方を整理しております。修正内容でございます。若干本編を御覧いただきまして、概略について御説明をさせていただきます。まず1点目、全市町村参画に伴いますごみ処理広域化実施方針の追加ということで、44ページを御覧いただきたいと思っております。44ページに、第5章といたしまして、ごみ処理広域化実施方針、これを新たに追加いたしております。46ページを御覧いただきたいと思っております。この中で、広域処理実施市町村として処理区分ごとの参画町村を明記させていただきました。並びに令和14年以降の処理フロー、これを下のほうに記載させていただきました。おはぐりいただきまして、47ページでございますが、既存施設の存廃スケジュール、こちらのほうも、掲げさせていただきました。そして、新たに48ページにつきましては、広域処理方針を踏まえましてごみ処理施設のイメージや、最新の施設の設置例、広域処理参画の計画に係る写真をこちらのほうに載せ

ております。また後で御覧いただきたいと思います。続きまして、2点目でございます。国のプラスチック資源循環戦略に基づきますプラスチック類の処理方法の検討に関する事項の修正でございます。50ページをお開きください。こちらのほうで、分別区分の検討に関しまして、今後プラスチック資源循環体制の検討が必要であることを記載させていただいております。50ページの、国の方向性の、若干ちょっと上のほうに、なお、というところに記載しておりますが、プラスチック類について、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められている、というようなことを新たに記載させていただいております。で、最後のところに、西部圏域においても、プラスチック資源循環の取組について、検討を行う必要がある、という具合に明記させていただきました。続きまして、資料の裏面を御覧ください。3点目でございます。広域処理参画市町村の決定に基づく可燃ごみ処理施設の1施設集約化に伴う整理でございます。本編は85ページを御覧ください。これまで概要版につきましては、1か所集約もそうですが、2か所集約、例えば沿岸地域と山間地域、それから日野3町以外、それとか日野3町との2か所、それから同規模施設の2施設といったような、2か所集約も想定して今までは書いておりましたが、このたび1施設集約、全市町村参加の1施設集約ということが確定いたしましたので、こちらのほうに、1施設集約の場合のみの記載を詳細に記載させていただいております。続きまして、4点目でございます。気候変動対策に関する考え方、表現の整理ということで、44ページを御覧いただきたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、菅内閣におきまして脱炭素社会の宣言がされましたので、こちらのほうで、(1)として、ごみ減量化と循環型社会、に加えまして、脱炭素社会形成の推進、という文言を入れさせていただいております。中ほどにつきましても、脱炭素社会づくりの取組を推進する必要があるということで、こちらのほうで明確に明記させていただきました。整理・修正につきましては以上でございます。引き続きまして、資料の2につきまして御説明させていただきます。資料の2につきましては、概要版でございます。パブリックコメント公表用の資料としてこちらのほうに、先ほどの150ページに及びます本編の概要版を新たに作成させていただきました。西部圏域住民の皆さんの意見を募集しますということで、それはパブリックコメントの会場のほうに備え付けさせていただきます。こちらのほうで、まず、本組合の目指します整備の目標、令和14年度を目標に、圏域のごみ処理施設を1か所に集約するという。それから、広域処理が必要な理由。それから、近年建設されたごみ処理施設等。それから、私どもが目指します施設整備の概要。可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場につきましては、オープン型・クローズド型の区分等、なるべく住民の皆さんが分かりやすいように記載させていただいたつもりでおります。おはぐりいただきまして、ごみ処理広域化の基本方針。まず、私どもが目指しますごみ処理広域化の方針、3点挙げさせていただいております。併せまして、その下のほうに、施設整備の重点項目として、国の目指します持続可能な適正処理等、国の方針をこちらのほうに掲げております。右のページに、広域化の今後の事務スケジュールを書かせていただきました。その事務スケジュールの下の欄を御覧いただきたいと思います。ここで、最新のごみ処理施設について強調してこちらのほうに掲げております。最新のごみ処理

施設は、環境・防災・教育の多機能施設、地域の活性化、多面的な価値の創出、というタイトルをつけて、最新のごみ処理施設は、生活環境や公衆衛生の向上という観点でとどまらず、地震や水害に強く災害時の電力供給や防災施設等の役割を備え、また、地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場として機能を有しており、地域に多面的な新しい価値をもたらす施設、ということも明記させていただきました。最後のところにあります。地域と行政が一体となって、ごみ処理施設を中心とした地域の新たな価値の創出、循環型社会・脱炭素社会の形成の推進に向け、協力して取り組んでいくことが重要であると考えています、ということを書かせていただいております。最後のページには、一般的によくある質問をQ&A形式でまとめさせていただきました。以上が、資料2の説明でございます。続きまして、資料3のほうを説明させていただきます。資料3につきましては、基本構想案を補完する目的で、こちらの一枚ものについて要点を掲げて記載させていただきました。集約化を行うに当たりますのポイントとか、新たな施設のイメージ、最新施設の設置例等を簡潔にまとめたものでございます。駆け足でございましたが、説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局から説明がございました。委員の皆様から質問等あればお願いいたします。

**○石橋委員** はい。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 幾つかお伺いいたします。まず最初に、なるべくこのページの若いほうからというふうに思うんですけど、4ページですけど、このところにですね、現在の西部圏域の一部事務組合の事務分掌の内訳に、し尿処理場が入っていますけれど、これは前の、昨年出た概要版にはなかったかなというふうに思います。で、今度の広域化計画、集約施設の整備構想の中には、し尿処理施設は入らないけれども、83ページ、後のほうになりますけど掲げてあるように、これは「しさ」と読むんでしょうか、「ししょう」と読むんでしょうか。ちょっと、よう分からんのですが。

（「しさです」と声あり）

「しさ」でいいですか。「しさ」と引いてみたけど、何か出てこなかった。を、焼却することについては検討していくというふうには書かれておるわけですけど。これが新しく入ったんだというふうには私は思うんですけど。前の概要版にはなかったように思いますが。

**○加藤ごみ処理施設整備課長補佐** はい。

**○中田委員長** 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

**○加藤ごみ処理施設整備課長補佐** この4ページでございますけれども、以前、前回お配りした時点の資料をちょっと忘れてしまいまして、見れないんですけども、確か、し尿、という言葉は、この4ページのほうには入れてなかったと思います。それで、先ほど言われましたように、後から出てきます、し渣の検討、汚泥の検討。ここの部分で、し尿、という言葉が出てきておりますので、改めてこちらのほうに入れさせてもらったということで御理解いただきたいと思います。

**○石橋委員** はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 もうちょっと丁寧に言えば、今度の集約する施設の中には、し尿処理場は入らないのだけど、し渣の処理ということを検討するという意味なんですね。はい。じゃあ、次にですけど、ページ21、24、それから70の辺にかかっているんですが、分別の状況と資源化率についての質問を幾つかいたしたいと思うんです。最初に24ページなんですけど、その24ページのところの資源化の品目の中の、一番下の四角囲いの中の一番右下に、その他、というのがあるんですが、その他というのは何があるんですか。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 ここに挙げておりますのは、各市町村の分別対象物につきまして全て調べてみたものでございます。その結果でございますが、このように書いてございます、その他、というものはですね、いろいろありますけれども、私もすべて把握しているわけではございませんけれども、例えば、市町村において小型家電をされておるところですとか、細かく白色トレイをされておるところですとか、いろんなケースがあると思います。あと、その他の紙、一般に収集している新聞雑誌以外のその他の紙とかですね、そういった細かいものまで全部含めて、その他、ということで表現をさせてもらっているところでございます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、この11品目以外にもいろんなものが、各市町村ごとに、いろんなものを分別しておられると。その種類はかなり多いということなんですね。はい、分かりました。その次ですけど。

○中田委員長 石橋委員、続けるんだったら。

○石橋委員 あ、すみません。ごめんなさい。いいですか、続けて。

○中田委員長 はい。

○石橋委員 最初のページに戻りますけど。1ページの図表の上のほう、下から2行目ですが、そのところに、脱炭素社会に向けた取組、という文言が入りました。やっと入ったなどというふうに思うんですけど、しかし資源化の目標値が変わらない。変わっていないと思います。前の概要版とこれとは。変わらないのか、変えることは検討されていないのでしょうか。脱炭素化ということの中で、変えなきゃいけないという認識はないのでしょうか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい、委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 今現在のところ、数字的なものは変わっておりませんが、脱炭素社会、これは私どもも重要な意味合いがあるという具合に考えております。この脱炭素社会の数字的なものではなかなか表せないところもありますが、当然これは分別のほうの、例えば焼却の分別、可燃ごみの扱い。それによってCO<sub>2</sub>脱炭素、そっちのほうも変わってくると思います。この点につきましては、今後各市町村と分別の協議を行う予定といたしてお



りますので、その中で十分に検討してまいりたいという具合に考えております。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 やはり焼却…、何を焼却するのかしないのかというところで、炭素、CO<sub>2</sub>の排出というのは大きく変わると思うんです。それで70ページですけれど、組合平均の実績、33.2%、2032年の目標値が37.7%、単純推計が34.8%。日吉津村が、実績が58.8%、2032年の目標値は61.2%で、単純推計が59.6%というふうに、資源化ということの数値が書かれています。これで見るとですね、日吉津が一番まあその辺では資源化率が高くなっています。脱炭素化ということの中で、パリ協定の中で言われている状況に近づくために、あるいは2019年に「Urban20」というのの中で、サミットの中で言われた、2030年までに、燃やすとか埋めるという処理以外のものというか、その処理は8割なくすと、残りの2割がその焼却・埋立にするという目標みたいなものが宣言されています。そういう方向に行くためには、かなりの努力がいると思うんですね。そういうところに本当に行こうと思えば、日吉津がやっているような、それに加えてほかの町村もいろいろされているような分別というのは、やはり最大限取り組むべきだとふうに思うんですが、まあ検討するというふうに、分別については書かれています、やはりその方向でなくてはならないのではないかと。もう大きいところ、米子が一番大きいですけど、大きいところにそろえるのではないかとというような感じもありますけれど、そうではなくて、最大限分別をして、燃やす・埋め立てるというものを少なくするというのが、やはり一番大事かというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○安野ごみ処理施設整備課長 委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 おっしゃいますように、まず私どもの考えたのが、当然、最初のごみ減量、まずは減らす。それから、資源化するものはまず資源化する。それでもなお資源化できないもの、これを最終的に焼却する、並びに埋め立て処分すると。そういった基本前提、そういうのを持っております。で、分別に関しましては、当然今後新しい焼却施設に関わらず、不燃ごみ処理施設もそうなんですけど、当然市町村のほうと調整を図っていく必要がありますが、当然、今後高齢化社会という具合にもなってまいりますので、住民の立場に立った、ここまで分別を進めるかどうかということも踏まえながら、市町村さんとの意見を十分に図りながら進めてまいりたいという具合に思っております。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 もうちょっと続けさせていただきます。56ページですけど、硬質プラスチックについて書かれています。処理をどうするかということで書かれていますけれど、そのプリントを見ましても、あるいは軟質プラスチックとか布についても、どう扱うのかというところはまあ、そこ触れてありますけれど、やはり効率ということから見て、焼却っていうふうに向かうのではないかとというふうに読めます。やはりそのところも、焼却して良しで

はなく、分別していく。プラスチックもできるだけ再利用するとか、あるいはもともと再利用のできないものは作らないとかいう方向でないとか、なくしていけないわけですけど、そのところを、焼却するのかどうかということも含めて、分別という方向で考えなくてはならないと思うんですけど、どうですか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 分別の関係です。特に軟質プラスチック・硬質プラスチックにつきましては、やっぱり総合的な判断が必要だと思います。当然、分別に当たってはコスト等もかかります。焼却する場合も、今おっしゃいましたように、多少なりともやっぱりCO<sub>2</sub>の発生というような考えでいます。一方、ある程度のごみ量がないと発電のほう、私どもも、こちらの中で発電のほうも考えておりますけど、その辺の総合的なコスト面等、経済性を十分に勘案いたしまして、今後、先ほど申し上げましたように構成市町村と十分に協議を重ねて、分別体制を確立していきたいと考えております。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 まあ、熱回収ということで、先ほども述べられましたけど、燃やすってということなんですよ。熱回収と言って、日本がリサイクルというふうに位置づけていますが、世界ではそうではありません。この熱回収と言っていることは、やはり焼却するということの中に入っています。その辺がやはり熱回収をするような大型の焼却炉を推奨する、やっぱり国が交付金のかさ上げをしてまで、交付金3分の1を2分の1まで交付するというふうにかさ上げをしてまで、そっちの方向へ引っ張っていかうとするところがやはり見えます。で、この熱回収というのの交付金のかさ上げをされた頃から、ごみの減少率が減っている。減少はだんだんしてきているんですけど、その減少率がちょっと緩くなっている、という話も、全国的な統計であります。やはり、ごみを減らしていくとか、CO<sub>2</sub>を削減する。要するに、燃やすか埋めるかしなければ処理ができないものは作らないという方向とは全く逆のことになるというふうに考えるわけです。熱回収ということについては、やはり考え直すべきだというふうに私は思います。で、もうちょっとお伺いしていいでしょうか。

○中田委員長 今のは意見ですか。はい。

○石橋委員 質問です。続いて質問してもいいですか。

○中田委員長 続いて質問ですか。はい、石橋委員。

○石橋委員 結局のところ、気温の上昇を1.5未満に抑えようというのがパリ協定なんですけど、日本が掲げている目標というのが、2030年度までに2017年の水準から26%削減というふうになっています。で、昨年、一昨年ですか、の再提出でもやっぱりその線で提出かっていうことで、国際的にはパリ協定の長期目標を達成するについて、とても不十分だというふうに言われています。そのままでは世界の平均気温を3度から4度上げてしまう危険があるというふうに。まあ、これは日本だけではない、世界全部合わせてもまだ足りないということでもありますが。特に、日本のその26%というのは低いんですね。ですから、

国の言っているとおりの水準で物事を進めても、なかなか気候の温暖化にブレーキはかけれないというふうに思います。そういうところでは、地方自治体ももっと踏み込んで考えるべきだと思うんですけど、そういうふうには考えられませんか。

○**中田委員長** どなたが答えられますか、今の話は。伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 委員の御意見としては承っておきたいと思いますが、御理解いただきたいと思います。委員が今おっしゃったとおりでありまして、例えば生産の問題とか、これ自治体の当然枠を超えた話でありますし。やはり、プラスチックの戦略も含めてですね、国として大きな戦略を立てて、その下で自治体はやっていくというのが、私はやっぱりあるべき姿だろうと思っております。もちろん、自治体の主体性ということを否定するわけではありませんが、例えば分別するにしてもですね、その財源を誰が負担するのか、そういったことを含めてですね、国全体でしっかりとした議論をしていただいて、その枠組みの下で実効ある、そして適正な負担体制の中で各自治体が適正なごみ処理をし、脱炭素社会に向けて歩みを進めていくと。このようにしてまいりたいと考えています。以上です。

○**石橋委員** はい。

○**中田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** まあ、この意見はいつもそういうふうに言われます。自治体はやはり国にしっかりとものを言っていくべきだというふうに思います。国の方針を受け身であってはいけないというふうには私は思うんですけど。次の質問をします。57ページですけど、真ん中のところです。粗大ごみのところで、粗大ごみは一元的な広域処理というふうなことが書かれているんですけど、ちょっと私、意味がよく分からないのですが。これはどういうふうなことでしょう。

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** はい。

○**中田委員長** 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** 粗大ごみの処理フローでございますけれども、今粗大ごみというのは可燃と不燃、まあ一体になっているものもありますし、ちゃんと分かれているものもあります。で、リサイクルプラザ、まあ西部広域のリサイクルプラザでは、不燃ごみの素材でできているもののみ受け付けます。また、米子市のクリーンセンターなどの焼却施設では、可燃素材のものだけの大型のごみを受け付けると。ですが、それでは住民にとっても、例えばベッドのマットレスですとか、そういった複合素材でできているものに対しましては、住民の皆様にごで分別をしてもらって各自で、排出してもらおうという作業が出てきますので、粗大ごみの処理に当たりまして今後はですね、検討ですけども、その複合のものをそのまま受け入れてですね、施設のほうでリサイクルして資源と可燃を分けられるような、そういったような設備、施設を設けるのがいいのではないかとというような提案とございますか、検討でございます。

○**石橋委員** はい、それは分かりました。

○**中田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** それは分かりました。住民は助かると、それは思います。次ですけど、ちょ

っと返って申し訳ないですが、22ページ、23ページ、事業ごみが載っておりまして、事業系ごみというのは、だんだん増えてきてまして、ごみ総量の中でも割合がどんどん増えてきています。この事業系のごみというのは、どんなふうに減らしていくという方針ですかね。そこがちょっとよく分からないです。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 事業系ごみについてでございますけれども、この基本構想の中で、目標を立てております。目標の立て方としましては、家庭系ごみの目標として、各市町村約9%の削減を目指すということでやっておりますけれども、同様に事業系ごみにつきましても、家庭系ごみと同じように9%削減ということで今検討をしているところでございます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 自治体によってはですね、事業ごみっていうものを削減のためにですね、焼却処理費用を事業系ごみに関しては高くするという取組をしている、倍くらいに上げていくみたいなことをしている町も出てきています。そんなふうな取組みというのは考えてはないということですか、特別な。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 あくまでも、これも基本構想の中でございますが、そこまでの取組ということは、まだ想定はしておりません。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 ちょっとそれが顕著に見えるので、その事業系ごみがだんだん増えてる。全体としては家庭ごみは減っているのに、増えていく分は事業系ごみだという。ぜひ、特別な取組をすべきだというふうに思います。次の質問ですけれど、88ページ、89ページ。このところでですね、可燃ごみ処理施設方式について書かれています。下のほうの表を見ますと、説明の横に、丸、シメ、シメ、シメ、三角というふうな印もついておりまして、その丸であるところの、一番上のごみ焼却施設、ガス化熔融施設というところが丸だなあ。これでいきたいという思いなのだな、というのは分かるんですけど、例えば分別を徹底するという観点でいきますと、一番下にあります、ごみ、じゃないわ。下から2番目のバツですけど、ごみ高速堆肥化施設などというのは、とてもいいのではないかというふうに思えるわけですけど、こういうふうな施設も検討すべきではないですか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 ごみ処理施設の処理方式についてのお尋ねだと思います。当然、処理方式につきましては、まず、どういったものを焼却するか。焼却の対象物、先ほど

もありましたけど、まあ分別して、どういった物が施設に入ってくるか、ということがまず前提になろうかと思えます。当然そういった処理対象物が確定した後に、当然その処理方式、こういった物が入ってくるので、こういった焼却方式を選定するというのも十分に、先ほども言われましたけど、高速堆肥化、今のところ一応基本構想の段階では、こういったバツをしておりますが、今後の処理対象物に応じて、その辺は十分に検討して対応してまいりたいという具合に思っております。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 はい、分かりました。それで、次ですけれど、74ページですけど、74ページ4のところ。(4)温室効果ガス削減、そのページ全部ですけど。このところですね、削減量、要するに発電による、熱回収によるそのCO<sub>2</sub>の削減量というのは、中国電力の電力会社っていう、まあ中国電力ですよ。の、単位排出量を基に計算されているというふうに書かれています。このごみ発電により電気を供給すれば、その供給量の分だけ中国電力の発電量が減るという計算ですかね。そのために火力発電所の二酸化炭素排出量の削減が期待できると書かれていますが、実際その分削減になっているのでしょうか。

○中田委員長 答えられますか。なっているかという質問。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 この、削減になっているかということですが、あくまでも計算上の値であるというところで、実際削減になっているかどうかということまでの検証は行っておりません。

○伊澤副管理者 はい、委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 委員の質問の趣旨を取り違えているかもしれませんが、ぜひ御理解いただきたいのは、これはCO<sub>2</sub>の削減効果を発電量に換算して出すとこういうことになるということを示したものであります。ですから、逆な言い方をすれば、これだけのいわゆる発電、ごみの焼却によって発電を行うその電力を、まあここは地域で供給会社である中国電力のコストといたしまししょうか、を基に試算していますけど、それだけのものを中国電力が発電しようとするれば、これだけの二酸化炭素の負荷がかかるというのは間違いのない事実だと思います。ただ、それが実際に行われているかどうかというのは、それは実際にこれを中国電力がその分を発電しているわけではありませんから、お分かりいただきたいのは、ごみ処理で発電を行ったその電力を、中国電力が仮に生産しようとするれば、これだけの二酸化炭素がかかるので、それをごみ処理で発電すれば、その負荷ガスはこれだけ減りますよということを示したものだ、そのように御理解いただきたいと思えます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 別に間違っ理解しているとは思いませんが。まあそこで、その二酸化炭素の

削減に効果があるというふうには、やや無理があるというふうには私は考えます。次にもう一つ。112ページですけれど。建設の場所で最終処分場、その方向が決まるというふうに書かれています。そのことの説明をもうちょっとお願いしたいと思います。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 最終処分場の規模等につきましては、建設場所によってその内容が変わってくるというところがございますけれども、例えば海沿いに造る。例えばそれから下水道のあるところに造る。その場合、検討としましては、焼却灰・飛灰などを埋めるか埋めないかというところの検討も入ってくると。で、この最終処分場といいますのは、埋立対象物によって規模が大きく変わってまいりますので、焼却の主灰・飛灰を埋め立てますと、やはり規模としては大きいものになってくる。ですので、その建設場所が、例えば先ほど言いましたような下水道のあるところですか、海沿いで、まあ地元の了解は当然要りますけれども、川に流せる、処理水を流せるような場所ですと、主灰・飛灰埋め立ててもいいのではないかと。そういうところで、施設規模が大きくなることも想定されますし、また、そういったものを埋め立てては駄目だということになりますと、今度はプラスチック系の残渣物ですとか、そういったものしか埋め立てられないということになりますと施設規模は小さくなるというところで、そういった例えば川の近くですとか、そういったところだと、やはり施設規模としては小さくならざるを得ないのかなというところで、土地土地の状況によって施設規模は変わってくる、というような表現にしておるところでございます。

○石橋委員 はい。委員長。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう一つ、たずねさせてください。今度、こちらのパブコメの資料です。こちらのほうの説明ですね。

○中田委員長 石橋委員、資料番号を言ってもらえませんか。

○石橋委員 資料2。

○中田委員長 2、はい。

○石橋委員 資料2の、真ん中パツと開いて右側のページです。その最終処分場のところですね、概算建設費というのが43億円、クローズド型施設を想定、というふうに書かれておまして。で、その下の施設規模というのが、4.3万～21.7万立米ですかね。埋立対象物により大きさが、さっきも言われましたが、異なってくるというふうなことで書かれていますが、その4.3と21.7だとかなり規模が違うんですが。43億というのは、どちらに対応しているのでしょうか。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 この43億円というのは、最大の数字を見込んでおるところでございます、数字としまして、施設規模は21.7万立方メートルのほうを指しておるものです。以上です。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 最後にもう一つ、すみません。パブコメのことでもちょっと質問していいですか。いいですか、はい。パブリックコメントを5月17日から30日間でされるということですが、そのパブコメの期間中にですね、例えば1市町村で1回ぐらいの説明会を、住民に対する、開く考えはないでしょうか。といいますのは、この資料を読んでも、なかなか分かりにくいと思うんです。で、細かいかといえ、まあ細かいけど、大雑把で分かりにくくて、もっと知りたいというのかなりありますので。やはりよく知ってもらってパブコメに答えてもらうためには、住民の説明会が要るのではないかと、特にこの問題に関しては。と思われませんが、そういうお考えはありませんか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 このたびパブリックコメントに付しますこちらの基本構想、それまでの経過につきましては、本組合の議会の役員の皆様、当然、本組合の議会の議員の皆様は各市町村の代表としてこちらのほうで選出されて、本組合の議員として。その中で、私どもが十分に御説明して、まあ、いろいろお考えはあろうかと思えますけど、その中の議員の、議会の中で御報告させていただいて、これまで積み上げてきたものでございます。当然、議員の皆様は住民の代表でございますので、そちらのほうの了解を経ていることで、基本的なスタンスをもってこれまで進めてきたという具合に考えております。そういった意味合いから、今のところ、こちらのほうから住民説明会を開催するという考えは持っておりません。

○三上事務局長 ちょっと補足をさせてください。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、各資料につきましては御説明をさせていただきましたけども、今回お気づきになっている委員の皆さんもいらっしゃると思いますが、通常、計画の本編がありまして、概要版ということで、かなりかみ砕いたものをつけさせていただいて、より計画の中身を分かりやすく住民の皆さんに周知をさせていただくというところなんですけども、今回はそれに加えまして、一枚もののリーフレットというようなものも作らせていただきました。これは、今コロナ禍というような状況がある中でですね、住民説明会もなかなか開催が難しいということもありますし、よりコンパクトにして、なるべく関心の薄い方についてもですね、西部広域で今回取りまとめた基本構想が分かりやすく、本当に概要の概要になるかもしれませんが、分かりやすいものとして御理解いただける、そういうふう読みやすい、量的にも少なく、本当に要点だけに絞り込んだものを作らせていただいて、これを配布させていただくというところを工夫としてさせていただいたところです。併せましてですね、住民の皆さんのほうから問い合わせ等があったり、資料請求があれば、それにつきましては丁寧に対応させていただきたいというふうに考えておまして、先ほど課長が申しあげましたように住民説明会のほうは、本議会でも申しあげましたように、開催のほうの設定を

していないというところがございます。まあ、それに代えた対応策というものは打っていき  
たというふうに思っております。以上でございます。

**○中田委員長** ほかにございませんか。森岡委員。

**○森岡委員** 今、石橋委員のほうから、SDGsへ参画計画せよ、という貴重な御意見を頂い  
たなというふうに思っておりますが、あと10日後にですね、この西部圏域の地域住民ので  
すね、生活を支える一番大事な施設をつくるための、パブリックコメントで意見を募集する  
予定になっていますよね。で、こういう例えば資料に、当日ね、住民の方に指し示す中で、  
これを見て住民の方が適正に判断されることが一番望ましいというふうに思いますけども、  
基本的には最初のほうは総論の部分で、何でこの施設が必要なんだろうかということね、  
どなたも反対する人はいないと思うんです。ただ、このパブリックコメントの肝である、そ  
の見開きの部分ですね、この施設整備の概要。この部分で住民の方が判断することになろう  
かと思うんですね。そこで、こういったことをするに当たっては、全ての情報をといたします  
か、まあそこまでは言い切れなくても、住民の方がしっかりとこの施設に対して理解できる  
内容を指し示すことが必要だという観点から何点か質問をさせていただきたいと思います。  
先ほどもありましたけども、この最終処分場、この埋立てですね。これを、入れるものによ  
って埋立量が違ってくるんだよということなんですよ。ただ、この概算建設費が43億  
円で、クローズド型施設だと。先ほどの説明で、これが21万7,000立米のものなんだよ  
ということは私どもは理解できますが、これを見た住民の方がね、じゃあオープン型だ  
ったら幾らなんだろう、という、恐らくそういう質問が頭の中想定できるんじゃないかなと。  
クローズド型だったら43億円かかるけども、じゃあオープン型だったら幾らなの、  
という。恐らくこの半分以下、半分か半分以下ぐらい。要はそういうね、住民の方々が、  
じゃあ、どっちを選ぶのよ、というふうな判断材料になるような数字的なものは、  
やはりきちんと出しておく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。  
そこでね、まず、前のページに書いてもらっている燃やす処理施設ですね。それが228億  
円。これもはっきり言うとはですね、必要条件を大きく上回るような十分条件があ  
ってはならんわけです。でね、そこで私が言いたいのは、ここで写真なんかは全  
て覆いがある。プラントを覆ってるような施設の写りがあって、恐らくそれは、  
この数字はそういう施設整備をしたときのお金だと思うんですね。ところが、  
ほかの市町村を見てみると、これもオープン型のプラントがむき出しにな  
ったような焼却炉を設置されているところも何か所かあるんですよ。そうすると、  
これを見るとね、明らかに覆いをかぶせることが絶対条件だと。これが必要条  
件なんだよというような勘違いをされる可能性があるんじゃないかと。恐らく  
まあ、これ分かりませんが、法律で一般廃棄物については覆いをかぶせて  
ください、産業廃棄物は要りませんよと、そういうふうになってるの  
かもしれないんだけど、この辺も含めてですね、この施設整備の概要  
のところ、きちんと住民が判断できる、まあ金額的なものですよ。必要  
条件を整えたものは幾らか、西部広域はそれをプラス、併せて十分条件  
として、それを上回る施設整備をしたらこれぐらい。そういった内容を  
ですね、指し示すことが私は必要ではないのかなというふうに思  
っております。何でかっていうと、要はこれが30年40年先の地域住民の人たち



の生活にもかかってくるんですよ。そうすると一人当たりの負担額がどれぐらいになるんだってということも、一つのこの施設を選定するにおいてですね、それも一つの条件になるのかなというふうに思っておりますので、そういったことに関しては、これで十分かどうかというのがですね、ちょっとどうかなというふうに私は思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 御意見はそのとおりだなと思って聞きました。ただ、一方ですね、今の段階でいろんな選択肢があります。それとコストが絡んでくるというのは議員御指摘のとおりであります。今の段階で施設の整備方法を選んでいただくような資料を作っていくという、まあ正直言ってそういう段階ではないというふうに私は思っております。今はとにかく9か市町村が一緒になって一つの施設をつくっていくんだと、こういう方向で進んでいくという基本構想を、議会の議論の中ではお認めいただいたわけではありますが、地域圏域住民の皆様に広くお示しをして、その方向性、構想でありますので、について御理解をいただく。あるいは、その方向性について御疑念、御疑問があればですね、それをお出しいただいて、一定のコミュニケーションをしてという段階だと、こう思っています。したがって、この施設整備の概要というのはそうは言ってもですね、そうは言っても、じゃあ、どんな施設ができるんだということを参考には書かせていただいておりますが、実際に整備の手法、それに掛かるコストといったものは、これまでもスケジュールでお示しております。この厚いほうですね。厚いほう。これももちろん、当然誤解はないと思います。これもパブリックコメントで出すわけですけど。この中にあります次の段階、施設整備の基本設計を、これ当然、今後議論していきますので。その中で当然お示しをして、こういう整備をすればこういうコストがかかりますよ、こういう整備をすればこういうコストがかかりますよと。例えば今おっしゃった、屋根を架ける架けないという話も、恐らく法的な規制というのはないと思いますが、立地場所よっての規制っていうのは、現実的な規制っていうのがあると思います。全く人里離れたところであれば必要ないのかもしれませんが、比較的居住地域と近いようなところであればですね、臭気、臭いの問題もありますので、そういった屋根とか覆屋で囲っていくというようなことも考えないけんという。ですから、いろんな条件を設定して、それぞれに必要なコスト、整備手法をお示しして、御判断いただく時期というのは、その次の段階で出てくるというふうに御理解いただければと思います。ただ、今御指摘があったとおり少し分かりづらいところがありますので、例えば、最終処分場の43億円がどの施設規模を想定したものなのかとかいうところについては補完したいというふうに考えます。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 伊澤副管理者、御答弁ありがとうございます。私が言いたいのは、この資料に基づいて、こういう施設整備に対して住民の方々がおおむね賛成なり賛同を得られましたよと。で、そのときにゴーサインを出すに当たって、今、副管理者はおっしゃったんですが、この資料の数字が言質になるようなことがあっては駄目ですよということを私は言いたいん

です。ですから、そういったこともですね、今後議論していくということ、今、副管理者もおっしゃったことで私も安心しました。これで境港に帰れます。はい、ありがとうございます。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○上原委員 委員長。

○中田委員長 上原委員。

○上原委員 私も今聞いておまして、よくあるのが行政主導型で、一旦数字が出るとそれに従ってものが進んでいくというふうなイメージが住民にはあると思いますので、例えばさっき、スケジュールの中に施設の基本設計は令和5年から始まりますと。この時点で具体的な数字については今後検討して行って、そこで決定するとかですね、そういうことがあれば全く違ってきますので。そういう何ていいますかね、ここで決めるんではありませんよということが分かるようにしていただければありがたいと思います。

○中田委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。委員長としてちょっと一つ当局の皆さんにお願いしたいのは、参加市町村を決めたり、各構成市町村においてですね、その手続きを取ってきたところですけども、今後パブリックコメントで閲覧する場所もあつたりとか、その説明というか内容を見る機会というのは当然つくりますが、各構成市町村においての議会手続きはこの西部広域議会で行いますが、その内容についての説明機会をですね、それぞれの構成市町村の中でも特徴がいろいろあると思いますので、西部広域に選出してる議員の方だけがその内容を熟知しとって、で、各議会に持って戻ったときにですね、ここの構成議員だけが、言ってみれば説明機会が議会の中にあるようなという立場はなかなか難しい部分もありますので、各構成市町村の当局において、できればですね、委員会とかいろんな場面というのはあると思うのですけども、できれば説明の機会をですね、議論というか、機会手続きはこちらでやるとしても、説明する機会をつくっていただけたらというふうに思いますので。いかがですかね、その辺については。これは、ここの事務局が答える話じゃあないかもしれませんが、そのように要請を。伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 委員長からの御指示といたしましうか御指摘は、そのようにさせていただきたいと思います。もともとパブリックコメントを出すときにですね、当然各市町村を通じて、各市町村の議会議員の皆様にも情報提供があるということは、までは予定をしておりますし、そのように各市町村の事務方とも話をしていたところではありますが、それを受けて各市町村の考えもありましようから、各市町村において議会事務局等と相談の上、議会対応していただくように、そのように指示、要請したいと思います。

○中田委員長 事業手続きの中に組み込むという意味ではなくて、さっきお話のあった情報提供というレベルでの説明のような取組をしていただければ助かると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、いろいろ質問出ましたけれども、このあたりで次に進ませていただきたいと思います。次に、(2)の、一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に係る今後の事務スケジュールについて、を議題といたします。当局からの説明をお願いいたします。

○安野ごみ処理施設整備課長 委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 では、基本構想策定に係ります今後の事務スケジュールについて御説明させていただきます。資料4を御覧いただきたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、令和3年5月の17日から6月の15日。この30日間、ここでパブリックコメントを実施させていただきます。この間、現地住民の皆さんから御意見を募集していきたいと思っております。その次に約1週間後、5月の24日になりますが、多分1週間ぐらい、どうでしょう、意見が出てくると思いますんで。早速その意見を、どういった意見があるか、その意見に対しての回答といいますか、その辺を意見集約の事務にかかりたいという具合に考えております。場合によっては基本構想の修正等も考えてまいりたいと、事務局側のほうで考えてまいりたいという具合に思っております。6月の15日に募集期間が終了します。その後、約1週間で一応意見の取りまとめを行いまして、7月の中旬にごみ処理のあり方検討会におきまして基本構想案、修正がある場合は修正案ということになりますが、これにつきま協議を行い、そのあり方検討会及びPT会議の中で方針決定をさせていただきたいという具合に考えております。また、パブリックコメントに対する組合の対応方針の協議、これも併せて御報告、方針決定をしたいという具合に考えております。引き続き7月の下旬におきましては、方針決定をさせていただきましたものを正副管理者会議のほうで、基本構想のこちらのほうで正式に決定という事務を進めてまいりたいと思います。正副管理者会議での決定を受けまして、8月の中旬に組合の議会のほうで報告を改めてさせていただきたいと思います。基本構想のこれは最終確定版でございます。パブリックコメントを終えました最終の確定版を8月の中旬に御報告させていただきたいと思います。併せましてパブリックコメントの実施結果、これの御報告をさせていただきたいと思います。最終的に8月の中旬、組合議会の御承認を得ました後に基本構想の公表という事務を図ってまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○中田委員長 当局からの説明はございましたが、委員の皆様から何か質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 別にないようですので、ほかになければ、これをもちましてごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後3時06分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長